

令和5年度 日本・中国青年親善交流事業（オンライン）
二次募集応募要領

本事業は、日本と中国の青年によるオンライン交流を通じて、青年相互の友好と理解を促進し、日本の青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神の醸成と国際協力の実践力を向上させることにより、国際社会で指導性を発揮できる青年を育成するとともに、青年による社会貢献活動に寄与することを目的としております。

1 事業の構成及び内容

本事業は、日本と中国の両国が共同して実施するもので、日本参加青年と中国参加青年のオンライン交流、日本参加青年に対するオンラインによる研修（事前研修、事後研修）及び日本参加青年が行うオンラインによる事業報告会によって構成されます。

(1) 日本参加青年と中国参加青年とのオンライン交流

【使用言語：日本語及び中国語（通訳有）】

基調講演、パネルディスカッション

日本、中国の世代別の有識者によるパネルディスカッション

グループ別ディスカッション

5つのテーマごとに分かれ、日中青年同士のディスカッションを実施

全体発表会等（1時間程度）

ディスカッションで得られた成果についてグループごとの発表

(2) 日本参加青年に対する研修等 【使用言語：日本語】

オンラインによる事前研修

日本参加青年を対象に、本事業の趣旨及び内容並びに中国についての理解を深め、日本参加青年としての心構え、中国参加青年とオンラインによる交流を行う上での最低限の知識やディスカッションスキルを習得させるとともに、ディスカッションテーマに係る理解を深めることを目的として実施するもの。

オンラインによる事後研修

日本参加青年を対象に、中国参加青年との交流の振り返りやそこで得た経験をどのようにいかしていくか議論を行うとともに、オンラインによる事業報告会の準備の場としても活用することを目的として実施するもの。

(3) オンラインによる事業報告会 【使用言語：日本語】

日本参加青年の報告

オンライン交流で得られた成果等について報告

一般の青少年との意見交換

日本参加青年と一般の青少年による青年国際交流の在り方についての意見交換

令和6年度事業概要説明

令和6年度の日本・中国青年親善交流事業の概要を説明

全体発表会

ディスカッションで得られた成果についてグループごとの発表

2 開催日時

(1) オンライン交流

令和5年10月29日(日)

全1日、7時間程度

(2) オンライン研修

オンライン事前研修

令和5年10月1日(日)、10月7日(土)

全2日間、いずれも3～4時間程度

オンライン事後研修

令和5年11月11日(土)

全1日、4時間程度

(3) オンライン事業報告会

令和6年2月予定

諸般の事情により、日程が変更されることがあります。

3 募集人数

日本参加青年 25名

中国参加青年は25名程度、日本・中国で合計50名程度が参加予定

4 応募要件等

- (ア) 日本の国籍を有すること。
- (イ) 令和5年4月1日現在、おおむね18歳以上30歳以下の者であること。
- (ウ) 健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある行動ができる者
- (エ) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (オ) 中国に対して関心と理解があること。
- (カ) オンライン事前研修、日本参加青年と中国参加青年とのオンライン交流、オンラインによる事後研修、オンラインによる事業報告会の全日程に参加できる者であること。
- (キ) 国際協力等に高い参画意欲を持ち、事業終了後もその経験をいかして国際協力活動、国際的な社会貢献活動等を活発に行うことが期待できる者であること。
- (ク) 自らの負担でオンライン交流に必要な機材(パソコンのほか、インターネットに

接続できる環境等)を準備できる者であること。

- (ケ) 事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真及び動画等について、内閣府及び関係団体の HP、SNS 及びその他広報に用いることに同意すること。

本事業に参加したことによって、来年度以降の内閣府の行う青年国際交流事業への参加の妨げになることはありません(本事業参加者も、来年度以降の内閣府の行う青年国際交流事業に参加可能)。

5 欠格事由

次の各条件のいずれかに該当する者は応募することができない。

- (ア) 本事業を含め、過去に内閣府の行う青年国際交流事業に参加したことのある者
(イ) 国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者

令和2年度以降に内閣府が実施したオンライン交流事業に参加した者は、応募は可能です。

令和4年度に内閣府が実施した「世界青年の船事業(ハイブリッド)」及び「国際社会青年育成事業(ハイブリッド)」に参加した者は、応募することはできません。

6 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2023.html>

参加申込書による書類選考の後、ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行います。(参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、600字以内の応募理由(志望動機)を記入していただきます。)

書類選考の合否判定については令和5年8月23日(水)頃までに、応募者全員に対し参加申込書に記載されたE-mailアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験(個人面接を8月25日(金)若しくは26日(土)に実施予定。なお、日時の指定はできません)を行うための詳細を併せて連絡いたします。

オンライン面接による選考の合否判定については9月上旬までに面接受験者全員にメールにて結果を通知いたします。

参加申込書提出の締切：令和5年8月21日(月)12時(正午)

参加申込書は応募フォームへ必要事項を記入した後(フォーム〻切は8月18日(金)12時(正午))、メールによる申請のみの受け付けとなります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

7 参加決定条件

事業への参加決定に当たっては、4に記載する応募要件等を満たし、事前研修、オンライン交流、事後研修及び事業報告会を含む全日程に参加することを条件とします(応募フォーム内に所定欄があります。)ただし、参加青年として決定後であっても、応募資格の

条件に反することが判明した場合、事前研修以降に開催される全日程に参加しなかった場合、その他参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがあります。

8 その他

- ・ 事業参加に必要な通信機器及び通信料は各参加者のご負担となります。
- ・ 本事業を通じて、外国参加青年及び日本参加青年の相互理解と友好促進に貢献された青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。ただし、参加青年として決定後であっても、応募資格の条件に反することが判明した場合、事前研修、オンライン交流、事後研修及び事業報告会の全日程に参加しなかった場合、その他参加青年として不適当と認められる行動があった場合には交付いたしません。
- ・ 本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いため、「日本青年国際交流機構」(IYEO)を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>)又はIYEOホームページ(<https://www.iyeo.or.jp/>)を御覧ください。事業に参加した先輩とつながれる連絡先はこちらです(各県 IYEO への連絡先 <https://www.iyeo.or.jp/about-us/localiyeocontact/>)